平成２５年（フ）第１７号
富山県氷見市十二町３番地10
破産者　東海　幸廣
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４６号
富山県高岡市中田5199番地
破産者　石田　　稔
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第７３号
富山県砺波市鷹栖596番地３　市営住宅東鷹栖団地４号棟423号室
破産者　岸川　知子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第４２６号
名古屋市千種区堀割町１丁目19番地の２
破産者　安井　法江
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４４７号
名古屋市北区上飯田通２丁目40番地の１　上飯田市街地住宅第904号、開始決定時の住所名古屋市天白区表山１丁目1207番地
破産者　池田　秀之
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４３３号
名古屋市千種区若水３丁目１番15号　プレスイン池下４Ｃ
破産者　高木　修二
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９３１号
大阪市浪速区桜川４丁目２番23号　ルーチェ桜川403号、開始決定時の住所大阪市大正区泉尾５丁目４番６号
破産者　ＪＯＹ　ＷＯＲＫこと　岡本　友雄
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５５３号
大阪府高槻市南総持寺町６番38―203号
破産者　岩﨑　　毅
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３８４号
大阪市天王寺区国分町18番21号　大室ハイツ402号、前住所大阪市住之江区新北島７丁目２番２―1308号
破産者　ＯＨＫ　オークコーポレーションこと　大久保英徳
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５号
堺市美原区平尾133番地１
破産者　北野ハイツこと　北野　定男
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２７２号
堺市堺区南庄町１丁１番４号　大朋マンション305号
破産者　山本一雄こと　崔　　一權
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第８０９号
神戸市垂水区朝谷町４番地の１、開始決定時の住所神戸市垂水区霞ケ丘３丁目８番９号
破産者　菅野　時雄
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６３号
神戸市北区花山東町１番７―201号、開始決定時の住所神戸市北区京地３丁目21番地の17
破産者　長船　正広
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３６号
奈良県生駒郡三郷町勢野東５丁目８番８―502号
破産者　豚骨らーめん博多将軍稲田仕込みこと　稲田　昌弘
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１８４号
奈良市都祁南之庄町1414番地
破産者　西﨑　康之
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５２号
福岡県久留米市津福本町1702―75　ネオステージ３―301、住民票上の住所福岡県北九州市若松区高須東４丁目５番８号
破産者　市川　智通
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７６３号
北九州市戸畑区浅生３丁目７番６―201号
破産者　毛利　隆之
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部